水戸市地域生活支援拠点事業所登録要項を次のように定める。

令和３年３月25日

水戸市長　　高　橋　　靖

水戸市地域生活支援拠点事業所登録要項

（目的）

第１条　この要項は，地域生活支援拠点（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第１の１の３に規定する地域生活支援の拠点をいう。以下同じ。）の機能を有する事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者，同項に規定する指定障害者支援施設及び同法第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法第24条の26第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者に限る。以下「地域生活支援拠点事業所」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

（地域生活支援拠点事業所の登録）

第２条　市と連携して地域生活支援拠点の整備に取り組むため，地域生活支援拠点事業所の登録を受けようとする者は，地域生活支援拠点事業所登録届出書（様式第１号）により市長に届け出し，市の登録を受けなければならない。

２　市長は，前項の届け出を受けたときは，その内容を審査し，適当と認めたものについて地域生活支援拠点事業所として登録を行い，地域生活支援拠点事業所登録通知書（様式第２号）によりその旨を通知するものとする。

３　市長は，前項の規定により地域生活支援拠点事業所として登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について，法人名並びに地域生活支援拠点事業所の名称，所在地及び連絡先並びに当該地域生活支援拠点事業所が有する地域生活支援拠点の機能の公表を行うものとする。

（登録の変更）

第３条　登録事業者は，登録の内容に変更が生じたときは，速やかに地域生活支援拠点事業所登録変更届出書（様式第３号）により市長に届け出なければならない。

（登録の解除）

第４条　登録事業者は，地域生活支援拠点事業所の登録を解除するときはその１か月前までに，地域生活支援拠点事業所登録解除届出書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（調査等）

第５条　市長は，登録事業者に対して，必要に応じて地域生活支援拠点事業所の運営状況にかかる調査を適宜実施することができる。

２　市長は，登録事業者に対して，地域生活支援拠点事業所運営状況について，随時報告を求めることができる。

（補則）

第６条　この要項に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要項は，令和４年４月１日から施行する。